

## 東部地域文化振興（国際交流）事業補助金交付審査要領

東部地域文化振興（国際交流）事業について、以下の内容により審査を行う。

### I 申請条件

以下の条件を満たさない場合、補助金の交付を受けることはできない。

#### 1 実施主体

- (1) 岩国市、和木町、周防大島町に居住していること。団体については、主な活動拠点を域内に有すること。また、団体等の場合、地方公共団体等公的機関でないこと。
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団その他反社会的団体又はそれらに関連すると認めに足る相当の理由のある者でないこと。

#### 2 事業内容

- (1) 実施する事業内容が対象分野（別紙）の内容であること。

#### 3 その他

- (1) 営利を主たる目的としないこと。
- (2) 政治的、宗教的目的を有しない事業であること。
- (3) 原則、交付決定の日から交付決定年度の3月31日までに完了する事業であること。

### II 評価の観点

#### 1 全体方針

- (1) 国際交流を図ることが目的として明確となっているか。

#### 2 内容

- (1) 外国人との交流方法、外国人の参加見込み数や参加者の所属等が明記されているか。
- (2) 地域の特色ある文化芸術活動、若しくは青少年の参加、鑑賞、発表機会の付与がなされる事業内容となっているか。
- (3) 加算要件に該当するとして申請する場合、参加見込人数が概ね500人を超えることが明記されているか。

#### 3 活動主旨

- (1) 活動の内容が文化芸術の振興につながるものとなっているか。

#### 4 収支予算書

- (1) 収支予算書は経済的かつ合理的な内容となっているか。
- (2) 国、県、市町からの補助金を受けていないか。（補助金を受けている場合補助金の交付は不可）

### III 採点配分

IIの1～4の項目をもとに、次のとおり最高点を配分し、各委員がつけた点数を合計して総評点を算

出する。

項 目	点数
1 全体方針	10点
2 内容	20点
3 活動主旨	10点
4 収支予算書	10点

### Ⅲ 審査方法

提出された申請書に基づき、東部地域文化振興（国際交流）事業審査委員会が審査を行う。

## 別紙

### 分野

- ・芸術（文学、音楽、美術、写真、演劇、舞踊、メディア芸術、その他）
- ・芸能（講談、落語、浪曲、漫談、漫才、歌唱、奇術、大道芸 その他）
- ・伝統芸能（雅楽、能楽、文楽、歌舞伎、地芝居、 その他）
- ・生活文化（茶道、華道、書道、ファッション、民族衣装、着付、礼道、食文化、造花、押し花、盆栽、その他衣食住に関わる文化）
- ・国民娯楽（囲碁、将棋、かるた、トランプ、カラオケ その他）
- ・民俗芸能、伝統行事（民踊、神楽、獅子舞、盆踊り その他）
- ・その他（景観、自然環境、その他）